

五所川原市公用車広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市が所有する公用車をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(広告主の制限)

第4条 未納に係る市税がある者は、広告主となることができない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、広告料、選定方法、申込者への通知等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

- 2 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができる。
- 3 指定管理者が自主事業として行う広告掲載については、市長が別に定める。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができるものとする。

- (1) 市が指定する期日までに広告料その他の料金が納付されないとき。
- (2) 市が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) その他広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料等の還付)

第9条 既に納付された広告料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告掲載審査会)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員長及び委員で組織する。

3 審査会の委員長は総務部長の職にある者をもって充て、委員は、財政部長、管財課長、総務課長、ふるさと未来戦略課長及び観光物産課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 審査会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 前2項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。

9 委員長は、審査に関係がある課長又は関係者を審査会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

10 審査会の事務局は、総務部管財課が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則 (令和3年5月10日 五所川原市告示第61号)

この要綱は、告示の日から施行する。